煬帝の第一次高句麗遠征軍

——その規模と兵種——

淺見直一郎

はじめに
第一章　遠征軍の兵數
第二章　隋の兵募
第三章　遠征軍中の府兵と兵募
おわりに

はじめに

隋朝第二代皇帝・煬帝が、三次にわたる高句麗遠征を行ったことは、史上餘りにも名高い。そして、その遠征が悉く失敗に終ったのみならず、各地で大規模な反亂を惹起し、遂には隋朝の滅亡という結果に至ったことも、ここに更めて説明するまでもないであろう。

隋代の國際關係の基軸は、隋・突厥間の關係にあった。(1) 成立以來、常に突厥の勢力削減に意を用いていた隋朝は、仁壽三年（六〇三）、自らの支援する啓民可汗を突厥の大可汗とすることに成功し、突厥に對して完全な優位に立った。翌仁壽四年に卽位した煬帝は、この突厥の服屬という基盤の上に、積極的かつ高壓的な對外政策を展開していった。その總決算

ともいえるのが三次にわたる高句麗への遠征であり、隋朝の總力を擧げて行われたものであった。

本稿では、三次にわたる高句麗遠征の中から、第一次遠征軍を考察の對象として選び、(2) その規模および兵種の問題について若干の檢討を行って、この遠征軍のもつ特色を論じ、あわせて兵制史上における位置づけを試みたい。

第一章　遠征軍の兵數

『隋書』卷4煬帝紀下、大業八年（六一二）正月壬午條に、第一次高句麗遠征の擧を起す長文の詔を掲げた後、その兵數について

　總べて一百一十三萬三千八百、號して二百萬、その餽運する者はこれに倍す。

と述べた一文がある。これは、遠征軍の總兵數を最も明瞭に示した史料であって、遠征軍の規模や隋朝の國力の評價に深く關聯することは勿論、さらに本稿で後ほど取上げる兵種の問題にも影響するところが大きく、極めて重要なものである。ところが、この數字については、從來これを疑問視する見解も出されている(3)ので、本章ではその點について檢討を行うことにしたい。

この數字の信頼性を檢證するにはどうすればよいか。もし全く別系統の史料が存在するのであれば、それに據って得られた數字と比較對照すればよいであろう。しかし、殘念ながらそのような史料は見出せないので、やはり『隋書』『資治通鑑』に由らざるを得ない。

『隋書』『資治通鑑』には、右の數字とは別に、この遠征軍の總兵數を推定する上での根據となり得る史料が幾つか殘されている。そこで、これらの史料をもとに遠征軍の總兵數を算出し、その上で最初に掲げた百十三萬餘という數字と比較する、という方法を取りたい。その結果、もし著しい食違いが見出されれば、『隋書』には遠征軍の兵數について混亂があることとなり、百十三萬餘という數字を直ちに否定しないまでも、疑ってかかる必要が生じよう。逆に、大きな差が無

ければ、こと『隋書』『資治通鑑』に關する限り、この兵數を疑問とするだけの合理的な理由は存在しないことになる。

さて、檢討にあたってまず問題となるのは、遠征軍全體の編制である。本章冒頭に觸れた、『隋書』卷4煬帝紀下のはじめに掲げられた高句麗遠征の詔によれば、この遠征軍は次のものから構成されていた。

左第一軍～第十二軍
右第一軍～第十二軍　（二十四軍）
皇帝の本軍（御營）
輕裝の遊軍
海路軍
異民族の軍

總兵力百十三萬餘という數字は、この詔に續いて掲げられているので、これら諸軍を合計した數字であろう。この中で、遠征軍の大分を占めていたのは二十四軍・御營・海路軍の三つであったと考えられる。殘る輕裝の遊軍が具體的にどのようなものであったのかは、史書に記載が見えず、不明である。また異民族の軍というのは、西突厥や靺鞨族[4]の一部が從軍[5]したという記錄が殘されているが、他にも存在した可能性がある。それはさておき、遠征軍の主力であった二十四軍・御營・海路軍について、兵數の點で順次檢討を加えていきたい。

まず二十四軍であるが、その一軍はどれほどの兵から成っていたのであろうか。第一に取上げるのは、一軍の兵數を二萬數千とする、『隋書』卷37李渾傳の記事である。李渾は大業十一年（六一五）三月に[6]、謀反の疑いで一族の李敏とともに誅されたが、その時謀反の證據とされたのが李敏の妻宇文氏の證言であった。彼女は、かつて李渾が李敏に次のように話しているのを聞いた、と述べたのである。

「もしまた遼河を渡ることになれば、私とお前は必ず大將となるだろう。一軍あたり二萬餘兵だから、それだけでも

う五萬人となる。また諸房の子姪を派遣し、内外の親姻も募って從軍させるだろう。そのとき、我々の一族の子弟は必ず主帥となり、兵馬を分領して諸軍に散在することになろうから、間隙を伺って首尾應ずればよい。私とお前がまず起って御營を襲取し、子弟が響起してそれぞれ軍の大將を殺す。一日の間に天下は定められる。」(7)

後になって、この證言は虚偽であり、事件そのものも捏造されたものであることがわかったが、そうであったにせよ、ここに述べられた内容が、當時の人に謀反の實在を信じさせるだけの眞實性を持っていたことは間違いない。そしてここでは、一軍あたりの兵數が二萬數千、二軍合せて五萬、とされているのである。

ただ、ここにひとつ問題がある。それは、大業十一年といえば第三次の高句麗遠征を行った翌年であるから、「もしまた遼河を渡ることになれば」とは「もし第四回めの高句麗遠征を行うことになれば」の意味となり、これを直ちに第一次遠征軍と結びつけて考えるのは危險なのではないか、という點である。もっともな疑問であるが、にも拘らず、この史料に見える軍は、第一次遠征軍の二十四軍と同じものである、と考えてよいと思う。ここに述べられた遠征軍の編制は、第一次遠征軍のものと一致しており、一つの軍が全體の中で占めている位置も、二十四軍の場合と同様だからである。すなわち、この「第四次遠征軍」には御營といくつかの軍とが置かれているが、これは先に見た第一次遠征軍と同じであり、また各軍に大將が置かれているが、後述するように第一次遠征軍の二十四軍にもやはり大將が一人ずつ置かれていた。(8)さらに、李渾と李敏がこの大將に任命されると豫想されているが、彼らは當時右驍衛大將軍と將作監であり、これは第三章で見る第一次遠征軍の二十四軍の大將たちと同格なのである。

二十四軍の兵數に關する史料がもうひとつある。第一次の高句麗遠征にあたって、煬帝は涿郡を本營とし、ここに海路軍を除いた全軍を集結させた上で、一軍ごとに出陣させていった。『隋書』卷8禮儀志三には、この時に涿郡で行なわれたいくつかの儀式が記錄されているが、その中に二十四軍の各軍がどのような陣容から成っていたのかを述べた箇所がある。

この記事によると、一つの軍には、大將・亞將各一人、騎兵四十隊、前部鼓吹・後部鐃吹(ドク)各一部、歩卒八十隊、受降使者一人とその從者たち、が含まれていた。また、この記事に續いて軍の出陣のさまが述べられているが、そこでは、右のほかさらに大將の周圍に二百騎、亞將の領した五百騎、および輜重兵・散兵などがいた、とされている。このうち、前部鼓吹・後部鐃吹というのは軍樂隊で、人數は記されていないけれども、樂器の數から推して百人前後であろう。また受降使者は、大將の統制を受けないお目付役で、從者の數は十五人である。從って、軍の大多數を占めていたのは騎兵と歩卒、および輜重兵・散兵等であったということになる。

まず人數が確定できるのは騎兵であって、毎軍四十隊、一隊が百人、と記されているから、一軍につき四千人である。これに對し、歩卒は毎軍八十隊とあるだけで、一隊が何人から成っていたのかは記されていない。騎兵と同樣一隊百人だとすれば、全部で八千人、歩騎合計が一萬二千人となるが、これでは騎兵と歩卒の比が一對二となり、餘りにも歩卒が少な過ぎる。假に一隊を倍の二百人とすると、全部で一萬六千人、歩騎合計で二萬人、騎・歩の比率は一對四、となる。兩者の比率からいって、歩卒がこれより多かった可能性はあっても、少なかったとは到底考えられない。最後の輜重兵・散兵等については、兵數を知る手掛りが無く、殘念ながら明らかにし得ない。

見られるように不確定な要素が多く、この史料で一軍あたりの兵數を決定するのは困難である。しかし、騎兵が四千人、歩卒が少なくとも一萬六千人、という數字は認めてよいと思う。とすれば、これに他のものを加え、一軍あたりの兵數は少なくとも二萬餘、と見積ることが可能となる。(9) この數字は、先の李渾傳に見える「第四次遠征軍」の兵數、一軍ごとに二萬數千、二軍で五萬、に近い。そこで、もっと多かったという可能性が少なからず殘るものの、ここでは一應、二十四軍の各軍の兵數を概ね二萬五千人と見積っておきたい。この數字によれば、第一次遠征軍の二十四軍は合計約六十萬の兵力から成っていたことになる。

二十四軍についてはこれぐらいにして、煬帝の本陣である御營の檢討に移りたい。御營については史料が少なく、具體

的な數字が擧げられているのは、『隋書』卷68何稠傳の

（何稠は）遼東の役では、右屯衞將軍を攝し、御營の弩手三萬人を領した。

という記事が唯一のものである。これによって御營内には三萬人の弩手、卽ち機械弓の射手がいたことは知られるが、全體の兵數はわからない。そこで手掛りとなるのは、御營が内・外・前・後・左・右の六軍から成っていた[10]、ということである。或はこれは周禮の「王六軍」に由來するのかもしれないが、たとえそうであったにしても、單なる修辭ではなく、御營内には實際に内・外・前・後・左・右の六軍が置かれていたのである。そしてこの六軍は、先の二十四軍と合せて「三十軍」と稱されているから[11]、六軍の一軍と二十四軍の一軍とは同じくらいの規模であったと推測される。先に、二十四軍の一軍は二萬五千人と見積っておいたから、御營は六軍で十五萬人ということになる[12]。十五萬のうち三萬、卽ち五分の一が弩手であったというのは、少々弩手の割合が高すぎるように思うが、これは、先の一軍二萬五千人という數字が少なめに見積った結果であり、ために御營の十五萬という數も實際よりは少なく算出されているからであろう[13]。このような問題は殘るが、ここでは、御營の兵數は少なくとも十五萬、ということにしておく。

最後に海路軍であるが、これは涿郡に集結した二十四軍や御營とは別に、山東半島の東萊を基地とし、海路平壤に向ったものである。海路軍には、船が三百艘あり、水夫が一萬人いたということから[14]、その規模の決して小さくなかったことが知られるが、全體の人數を知る手掛りは無い。わずかに知られるのは、海路軍が平壤から六十里の地點で高句麗軍を破り、一氣に平壤へ攻め寄せようとした時に、「精甲四萬を簡んだ[15]」ことである。從って、海路軍の兵數は四萬をかなり上回っていたことになるが、それ以上は限定できない。海路軍については、一萬人の水夫と四萬人の精兵が含まれていたことを指摘するにとどめねばならない。

以上、煬帝の第一次高句麗遠征軍の多數を占めた、二十四軍、御營、海路軍の兵數について檢討して來た。その結果、二十四軍は六十萬、御營は十五萬と算出され、海路軍は不明だが、少なくとも五萬の兵卒が含まれていた。これらを合計

すると、八十萬という數字が得られる。もとより斷片的な史料をもとに補綴したものであり、極めて大雜把な數字ではあるが、大勢を窺うには足るであろう。

この八十萬という數字と、本章の冒頭で掲げた百十三萬餘という數字との閒に、かなりの開きがあることは確かである。しかし、本章で加えてきた檢討が極く大まかなものであったこと、見積りにあたって幅の生じた場合には少なめの數字を採ってきたこと、海路軍の一部や異民族の軍・輕裝の遊軍など、この八十萬という數字の中には算入されていないものが遠征軍中にはまだ存在すること、等々を考慮すれば、兩者の閒隙はもっと狹いものである可能性が大きい。少なくとも、百十三萬餘という數字を疑問視せねばならないほどの大きな食い違いにはならないであろう。要するに、現存の史料による限り、第一次高句麗遠征軍の兵數として掲げられた百十三萬三千八百という數字について、これを疑うに足る根據は見出せないのである。

第二章　隋の兵募

前章では、煬帝による第一次高句麗遠征軍の兵數について檢討し、その總兵數は少なくとも八十萬と見積られること、『隋書』本紀に記されている百十三萬という數字も決して誇張とはいえないこと、を述べた。この結果は、我々に對して新しい課題を提示する。それは、この厖大な軍隊がいかなる種類の兵によって構成されていたのか、という問題である。

隋代の兵として史上に名高いのは府兵である。西魏の二十四軍と儀同府に淵源する府兵の制度は、北周において各地の總管府と結びつけられて中軍・外軍の兩者を統合するものとなり、さらに隋に入ると、總管府に對する兵の供給源として、新たな軍府を布置する、というように、時を追って整備・擴充されていった。そして煬帝の大業元年（六〇五）に至って、各地の總管府は廢止され、全國のすべての軍府（當時は鷹揚府）が中央十二衛のいずれかに直屬する體制が成立した。[16] これは、通例府兵制の完成形態とされる唐の貞觀十年（六三六）の制度とほぼ同樣のものであるから、府兵制は隋の

大業年間に至って一應の完成を見た、と言ってよい。かくして隋代の兵といえば直ちに府兵が想起され、故に高句麗遠征軍も府兵から成り立っていた、という推論がなされるのも當然なのであるが、しかしこの推論には兵數の上で難點がある。

隋代の府兵の數は明らかにし得ない。そこで、その大勢を知るための參考として唐の府兵の數を調べてみると、その最多時において約五十萬ないし六十萬、しかもこれは机上の見積りであって、實際には逃亡・避役のために、これよりもずっと少なかった、と推定されている。(17) 隋代の府兵總數も、恐らくこれと大差無かったであろう。しかも、府兵の主要任務は國都の警備と邊境の防衛であり、この任務についている者は外征時といえども動かすことはできないから、遠征に動員できる兵數はさらに限られてくる。これでは、先に見た第一次高句麗遠征軍の厖大な兵數をまかなうことは到底不可能である。

そこで考えられるのは、府兵とは異る形で徵發された兵が存在し、これが遠征軍に多數加わっていたのではないか、ということである。この線に沿って史書を檢してみると、次の三例が見出される。以下、順に檢討していきたい。

まず第一は、いわゆる隋末の群雄の一人で、河北に大勢力を張った竇建德の話である。

> 竇建德は、貝州漳南縣の人である。……大業七年、人々を徵募して高句麗を討った時、本郡（淸河郡）は特に勇敢な者を選んで小帥に充てることとし、そこで建德を二百人長に任命した。當時山東は大水に見舞われ、人々は多く流散していた。この漳南縣に孫安祖という者がおり、家は大水で流され、妻子は飢死していた。縣では、安祖が驍勇であるので、彼も選拔して遠征軍中に入れた。安祖は貧乏を理由に辭退しようとし、漳南縣令に言上したが、縣令は怒って彼を笞打った。安祖は縣令を刺殺し、逃げて建德のもとに身を寄せた。
>
> （『舊唐書』卷54竇建德傳）

この史料でまず注目されるのは、縣が兵卒を選拔し、徵發し、そして管理している點であり、孫安祖の場合に明瞭に見ら

れる。彼が、驍勇であるが故に縣によって從軍兵として選拔されたこと、從軍の辭退を申入れた相手が縣令であったこと、縣令はそれを聞入れず、怒って彼を笞打ったこと、などから考えると、漳南縣は、第一次高句麗遠征に從軍する兵卒を集めるに當って、縣內の民の中から驍勇な者たちを選び、徵發し、そして彼らが遠征軍の本營が置かれた涿郡に出發するまでの閒、縣令の監督のもとに管理していたのである。

また、縣の上部にあって、郡もやはり徵兵の仕事に關與していた、と見ることができる。竇建德が淸河郡から二百人長に任命された、という記事によれば、郡が、縣の管理下にあった兵卒たちの中から適當な者を選び、リーダーに任命する、という任務を負っていたことは明らかであるが、しかし郡の行った仕事はそれだけではあるまい。そもそも、この時縣が行った徵兵は、窮極的には中央政府の指示を受けて行われたものであるに違いないから、郡は、中央政府と縣との閒にあって、徵兵業務の全般にわたり、政府の意向を受けつつ、管下の諸縣を指揮・監督していた、と考えられる。

以上を要するに、この史料は、第一次高句麗遠征に當って、中央政府から郡・縣に徵兵の指示が下され、郡の監督下に、縣が管內の人民の中から適當な者を選拔・徵發していたことを示しているのである。これが、中央十二衞——鷹揚府という系列の管理下にある府兵とは全く異った兵種であることは、言うまでもあるまい。

第二の例は、江南を舞臺としている。

餘杭の劉元進……。煬帝が遼東の役を興し、民衆が騷動すると、元進は、自分の容貌が非凡であるので、ひそかに反逆の心を抱き、遂に人々を集め、亡命者を糾合した。折しも煬帝が再び遼東に遠征することとなり、吳・會の地で徵兵した。徵發された兵卒は皆話し合って、「去年、我々の父兄で皇帝の遠征に從軍した者は、隋朝全盛の時であったのに大半が死亡し、遺骨さえ歸らなかった。今天下は已に罷敝しているから、もし行けば、我々の一族は誰一人生き殘らないことになるだろう。」と云った。そこで亡散する者が多く、郡・縣は彼らを捕えるのに急であった。そののち、楊玄感が黎陽で反亂の兵を起すと、元進は天下の者が亂を思っているのを知り、擧兵して彼に應じた。

（『隋書』巻70劉元進傳）

徵發されながら逃亡した兵卒を、郡・縣が躍起になって捕えようとしていた様子が記されているが、先の河北の場合と同様、ここでも兵卒を管理していたのは郡・縣である。選拔し、徵發したのが何れの機關であったのかは示されていないけれども、やはり郡・縣であったと推定して閒違いあるまい。

なお、楊玄感の亂は大業九年（六一三）、煬帝の第二次遠征の際に起っているから、ここに記されている內容もその時のことである。しかし、文中の兵卒の言葉から、前年の徵兵もこの年の徵兵と同様のものであったことが窺われるので、第一次遠征の際にも、郡・縣が兵卒を選拔し、徵發し、管理していたと推定される。

ところで、この兵卒の言葉の中に「去年、我々の父兄で皇帝の遠征に從軍した者は」という一節があるが、これは、この時の徵兵が、決して浮浪流亡の徒を對象として行われたのではなく、一定の土地に定住し、家族生活を營んでいた民を對象に、秩序立って行われたものであることを示している。秩序立って、というのは、ただ闇雲に男子をかき集めるのではなく、一戶內に從軍可能な男子が數人いる場合、第一次遠征の際にはその中の一部のみを徵發し、第二次遠征の時には、殘りの中からまた一部を徵發する、というように、順次徵發して從軍せしめた、という意味である。至極當然のことのように思えるけれども、これは郡・縣が各戶の構成員をきちんと把握していないと出來ないことであり、陳の滅亡から約二十五年を經た大業九年という時期に、餘杭の地において、隋朝の權力がそれを可能にする程度にまで浸透していたことに注意する必要がある。

第三の例は、隋朝の第一次遠征のための準備を述べた記錄の中にある

また江淮以南の水手一萬人、弩手三萬人、嶺南の排鑪（サン）手三萬人を徵發した。

（『資治通鑑』巻181大業七年四月條）

という一節である。文中の水手は水夫、弩手は石弓の射手、排鑪手は不明だが、鑪は矛の一種というから武器には違いな

く、排鑪手とはそれを操る技能を身につけた兵卒であろう。これを府兵とは異る兵と考える理由は、第一に、唐代に折衝府が少なかった地域、従って隋の鷹揚府もあまり置かれなかったと推定される地域を對象としており、記載された數を滿たすだけの府兵が存在したとは考えられないこと、第二に、徵發に當って、特定の技能を持った兵を指定していること、である。南船北馬の中國のこと、江淮以南に操船技術に長けた者が多く存在していたことは當然であろうが、同樣に、江淮以南に弩を射るに巧みな者が、[18] また嶺南に鑪を用いるに秀でた者が、それぞれ存在しており、隋朝は彼らを徵發して從軍させたのであろう。このような、地域に固有の技能を身につけていたが故に徵發された兵卒が、終身服役であり、その閒種々の訓練を施された府兵である、とは考え難いのである。

さて、以上三つの史料に現れた兵は、いずれも府兵とは異る兵と考えられるが、それではどのような性格のものなのであろうか。隋代の諸規定の中には、これらに該當するものは見當らない。そこで、前後の時代に類例を求めてみると、唐の前半期に現れる、兵募と呼ばれる兵種が、前記三例の兵と極めてよく似ていることに氣づくのである。[19]

唐の兵募については、早く玉井是博氏・日野開三郎氏に言及があるが、これらを承けて菊池英夫氏が總括的な研究を發表しており、[20] また近年、中國の唐耕耦氏も同樣の報告をしている。[21] 兵募の原則的な規定に關しては、菊池氏の所說も唐氏の所說もほぼ同趣旨であるので、以下菊池說に據って唐代の兵募の概要を列擧してみよう。

(ア) 中央兵部の監督下に、州・縣が徵募・差遣する。

(イ) 徵募の時期・地域・員數・期閒に關する原則的な規定は無く、有事の際、臨時に、地域・員數・期閒をその都度指定して徵募する。

(ウ) 地域の生活形態によって身につけた技能を戰力化し、野戰に投入する場合がある。

(エ) 徵募は稅役を負擔する戶を對象とし、特に富戶・多丁戶から優先的に差取するのを原則とする。

(オ) 臨機の必要を滿たす爲に、年齡を含めて、正常の規定では從軍を免ぜられるべき者でも採用することがある。

(カ) 裝備・食糧・武器等は、徵發地及び沿道の州が負擔する。
(キ) 從軍中、本人は課役を免ぜられ、家族も減免される。
(ク) 州・縣に徵募されるが、刺史にではなく、中央任命の現地指揮官に服屬する。
(ケ) 行軍において戰鬪要員、鎭守軍において屯戍兵員となる。

以上が唐の兵募の概要であるが、このうち(ク)(ケ)の二點に關して菊池氏は更に研究を發表し、(22) 唐代前半期の行軍卽ち遠征軍において、その主力となったのは府兵ではなく兵募であったことを明らかにしている（唐耕耦論文にも同樣の言及がある）。

ここで、先に擧げた隋の高句麗遠征時の史料を振り返ってみると、その諸特徵がいずれも唐の兵募の制度のそれに包含されることに氣づく。まず最初に擧げた竇建德の例では、郡・縣が兵卒を選拔し、徵發し、管理していた。周知のように、隋は、文帝の開皇三年（五八三）に郡を廢して、從來の州―郡―縣の三等級制を州―縣の二等級制に改め、さらに煬帝の大業三年（六〇七）には州を郡と改稱して郡―縣の二等級制とした。唐はこれを開皇の制に戻すべく郡を州と改稱したので、要するに隋の大業年閒（嚴密には三年四月壬辰以後）の郡と唐代の州とは同じものである。從って、郡・縣による徵兵という特徵は、唐の兵募の特徵の(ア)、州・縣による徵募・差遣、と一致するのである。また唐の兵募は、(カ)に見られるように、徵發地の州において裝備・食糧等を支給されたが、竇建德の例でも、彼が淸河郡から二百人長に任じられていることから、各縣に徵發された兵卒は郡の手で編制されたことが窺われるが、この時に、本營の置かれた涿郡までの裝備・食糧等を與えられた、と推測される。續く劉元進の例でも同樣で、徵發された兵卒は郡・縣の管理下に入っており、やはり(ア)に合致する。なお兩例ともに、涿郡（または海路軍の基地であった東萊）到着後は、地元の郡太守・縣令の管理を離れ、それぞれ所屬の軍の指揮官に服屬したことは明らかであり、この點は(ク)に一致する。また第三の例では、高句麗遠征という有事の際に、地域と員數とを指定して徵發を行っている點が(イ)に、水手・弩手・排鑌手のように、地域の生活形態によって特殊の技能を身につけた人々を兵卒として戰力化している點が(ウ)に、それぞれ合致しているのである。

以上三例の兵は、大業七～八年の第一次遠征時に同時に現れる。そして、その諸特徴は唐の兵募のそれに一致する。従って、これらは同一種類の兵であり、唐の兵募の先驅けを爲すもの、と考えてよいであろう。隋代に關する記録には、この兵種を表わす呼稱が無いので、唐代の名稱を借りて、これを「隋の兵募」と呼ぶことにする。

第一次高句麗遠征軍に從軍した兵募の數は、殘念ながら明らかにし得ない。ただ、先に述べた遠征軍の總兵數と府兵の數とを比較し、兩者の差の大きいことに注意すると、恐らく遠征軍の過半は兵募の占める所であった、と推測してよいであろう。すなわち、煬帝の第一次高句麗遠征軍は、數の上では「隋の兵募」をその主力として構成されていたのである。

第三章　遠征軍中の府兵と兵募

前章では、煬帝の第一次高句麗遠征軍中に、唐の兵募の先驅をなす兵、卽ち「隋の兵募」が相當數存在していたことを述べたが、それでは府兵は全く參戰していなかったのかというと、そうではなく、やはり府兵も從軍していたと考えられるのである。まず、その點について檢討しよう。

第一章でも觸れたが、煬帝は、大業七年（六一一）に涿郡の臨朔宮に行幸した後、ここで出陣のためのさまざまな儀式を行った。その時の樣子は『隋書』卷8禮儀志三に見えるが、その中に次のような一節がある。

大業七年、遼東に遠征するにあたり、煬帝は諸將を遣して、……宜社の禮を行わせた。帝は臨朔宮の懷荒殿で齋し（つつ）み、預告の官と侍從はそれぞれその所で齋み、十二衞の衞士もみな齋んだ。

原文に「十二衞士」とあるが、衞士とは十二衞に所屬する軍士の總稱であるから、右のように譯しておいた。彼らは府兵である。文意からすると、ここに見える「十二衞士」は、府兵のうちでもかなり上級の者を指しているようであるが、彼らの下には幾らかの府兵が配屬されていたはずであり、遠征に際してもその麾下にあって從軍したと推定される。(23)

府兵の參戰という問題について、府兵と兵募とが、遠征軍中で、それぞれどのような位置づけを與えられていたのか、

という點を考慮しつつ、もう少し考察してみたい。

先に、高句麗遠征軍が、皇帝の御營のほか、左右各十二軍、合計二十四軍の陸路軍と、山東半島の東萊を基地とした海路軍とから構成されていたことを述べたが、『隋書』『資治通鑑』には、これら各軍の大將を務めた人物の名が散見する。そこで、これを判明する限り、軍名・姓名・肩書の順に列擧してみよう。

左第二軍　樊子蓋　兵部尚書・攝左武衛將軍(24)
左第四軍　吐蕃緒　左屯衛大將軍(25)
左第六軍　段文振　左候衛大將軍(26)
左第七軍　楊　雄　京兆尹・檢校左翊衛大將軍(27)
同　荆元恆　左驍衛大將軍(28)
左第八軍　辛世雄　右屯衛將軍(29)
左第九軍　宇文述　左翊衛大將軍(30)
左第十軍　薛世雄　右翊衛將軍(31)
左第十二軍　于仲文　右翊衛大將軍(32)
右第三軍　李　景　右武衛大將軍(33)
右第七軍　史　祥　左驍衛將軍(34)
右第八軍　楊義臣　太僕卿(35)
右第九軍　趙　才　右候衛將軍(36)
右第十三軍　張　瑾　右禦衛將軍(37)
海路軍　來護兒　右驍衛大將軍(38)

このほか、大將を務めたと記録にあるが、何れの軍の大將であるか明らかでないものが三例ある。

衞　玄　刑部尚書・檢校右禦衞大將軍[39]

崔弘昇　涿郡太守・檢校左武衞將軍[40]

王仁恭　信都太守[41]

一見して明らかなように、その大部分が十二衞の大將軍・將軍の肩書を持っている。隋の大業年間には、左右翊衞・左右驍衞・左右武衞・左右屯衞・左右禦衞・左右候衞の十二衞が置かれ、各地の鷹揚府を分有し、それぞれ管轄下の鷹揚府に所屬する府兵を統率していた。その十二衞の最高責任者が大將軍（各衞一人）・將軍（二人）であるから、彼らはいわば府兵系統の最高指揮官なのである。各軍の大將を務めた人物の大部分が、この府兵系統の最高指揮官の任にあったという事實は、高句麗遠征軍に府兵が參加していたという先の判斷を別の角度から支持するものであるとともに、軍中における府兵のあり方に對して、ある示唆を與えるものである。

いま、これらの大將軍・將軍について仔細に檢討すると、その中には、高句麗遠征の擧を起すに當ってその地位に任じられた人物がかなり多いことに氣づく。特にはっきりしているのは、他に本官を有しながら、「檢校」「攝」などを附した十二衞の大將軍・將軍の肩書を與えられた者で、前記十八名中、樊子蓋・楊雄・衞玄・崔弘昇の四人にのぼる。また、遠征直前になって衞大將軍の地位に就いた者が、吐蕃緒（前官は東平太守）と段文振（兵部尚書）の二人いる。さらに、これは大將を務めたわけではないが、當時政界の最有力者の一人で、納言の地位にあった蘇威が「本官を以て左武衞大將軍を領し」て參戰しており[42]、太府卿兼少府監であった何稠も攝右屯衞將軍として從軍している[43]。高句麗遠征は皇帝の親征であり、隋朝が總力をあげた戰いであったから、軍關係以外の官に就いていた者も、一部の留守役を除いて、從軍したのであるが、その際、政界にあってある程度以上の地位を占めており、遠征において指導的役割を果すべき人物は、右の例に見るように、十二衞の大將軍・將軍に就任したり、或いは臨時にその官を帶びたりすることが多かったのである。

十二衛において大將軍・將軍に次ぐ地位は武賁郎將であり、各衛に四人ずつ置かれたが、これについても大將軍・將軍と同様の現象が見られる。武賁郎將は、將軍より一段格が下るだけに史書中の記事が少なく、第一次高句麗遠征に參加したという記述も僅かに四例を數えるのみであるが、そのうち三例は「本官を以て武賁郎將を領す」などと記されるように、遠征に際して臨時に武賁郎將に任命されたものである。(44)

このように、高句麗遠征に在來の官のまま從軍せず、十二衛の大將軍・將軍・武賁郎將などに轉任したり、或いはそれを臨時に兼領したりした上で參戰した者が少なからずいたのは何故であろうか。さまざまの事情があったであろうし、將軍職のもつ稱號としての性格も考慮する必要があろうが、(45)基本的には、それらが府兵系統の最高指揮官であり、その地位に就くことによって府兵を指揮する資格が生じる、という點に由ると思われる。周知のように、隋の十二衛の制は、府兵制の淵源とされる西魏の二十四軍の制に由來し、十二衛の十二人の大將軍・二十四人の將軍は、西魏の十二大將軍・二十四開府儀同の流れを汲むものであって、府兵の指揮・統轄がその本來の任務である。前記の人々は、遠征にあたってこの十二衛の大將軍・將軍・武賁郎將の地位を付與され、それによって府兵を指揮統轄する權限を得、そして實際に府兵を配屬されたのであろう。彼らは、遠征軍中において課せられた任務を、この麾下の府兵を指揮して遂行したと考えられる。

以上のことを、府兵の側に視點を移して考えてみると、遠征軍中において府兵の與えられていた地位が推察されるのではないだろうか。すなわち、府兵は、軍の大將など遠征に際して指導的役割を果すべき重要人物の周圍に配されていた、と考えられるのである。また、府兵は本來宮中および首都の警固に當るものであるから、遠征軍にあっては皇帝の御營にも配屬されていたことが容易に推測される。そして、府兵がこれら緊要の地を占めていたとすれば、一方の兵募はその周邊の、さほど緊要ではない部分に配置されていたと考えられる。

この、府兵で緊要の地を固め、兵募をその周邊に配する、という圖式は、兩者の性格を比較することで裏づけられる。兵募は、前章で見た通り、あくまでも高句麗遠征に際して臨時に徵發されたものであり、軍事的な訓練はほとんど受けて

おらず、隋朝との關係も薄かった。これに對して府兵は、平時でも農閑期には軍府において軍事訓練を施され、定期的に首都の警固もしくは邊境防衛の任に當っていて、隋朝との關係は、兵募に比べてはるかに緊密であった。要するに、隋朝の側から見れば、兩者の間には、その信頼性において格段の差があったのである。從って、遠征軍の編制においても、要所には信頼度の高い府兵を、周邊には兵募を、それぞれ配置したはずである。

最後に、府兵と兵募が徴發された地域について言及しておこう。府兵の徴發は鷹揚府を通じて行われ、その對象となる地域は鷹揚府の置かれた州であった。唐代、折衝府の分布が一様でなく、その多くが關内・河南・河東の三道、とりわけ長安・洛陽の周邊に存在し、殘りは邊境の諸州に散在していたことは、既によく知られた事實であるが、[46] 折衝府の前身である隋の鷹揚府の分布も、大勢は同じであったと思われる。從って、隋代の府兵は、その多くが長安・洛陽の周邊の州にて徴發されていたであろうし、高句麗遠征に參加した府兵も、やはりその地域の出身者が多かったと考えられる。

一方、兵募の場合はどうであろうか。まず前章で第一に擧げた竇建德の例であるが、彼が徴發されたのは河北の清河郡（唐代は貝州）においてである。河北の地は高句麗に近く、しかも遠征の經路に當っているから、物資の補給を含めて重い負擔が課せられたことは想像に難くなく、今後さらに精細な考察が必要である。ただ本稿では、開皇・仁壽以前に清河郡の地に總管府が置かれたことは無く、從って府兵の供給地ではなかったと考えられること、唐代の貝州は折衝府を置かれていない非軍府州であり、やはり府兵の供給地ではなかったこと、から判斷して、隋の大業年間にも清河郡に鷹揚府は置かれず、府兵の徴發は行われていなかったと考えられる、という指摘をするにとどめたい。

さて、兵募の第二例として擧げた劉元進の場合、その舞臺は江南の吳・會の地であり、第三例は文中に示されているように淮南・江南・嶺南の地を對象としているが、これらの地域は唐代に折衝府がほとんど置かれず、府兵の徴發は極く少數しか行われなかった所であり、それは隋代においても同様だったであろう。從って、先の竇建德の例と合せて、三例の兵募はいずれも府兵の負擔の無い、もしくは極めて輕い地域から徴發されていることになるが、これは偶然ではあるま

い。菊池英夫氏は、唐代の府兵と兵募の徴發を論じて、兵募が、府兵の負擔をもたぬ非軍府州から差發された場合が多いこと、それによって唐朝が、軍府州と非軍府州との間で州民の負擔にある程度の平衡を保とうとしていたと考えられること、を指摘しているが(47)、隋代の兵募が府兵の負擔の輕い地域から徴發されたのも、同様の配慮がなされていたためではないか。特に、遠く江南や嶺南の地で徴兵し、はるか高句麗まで從軍せしめた點に、隋朝の配慮が窺えるように思う。

以上の考察によって、煬帝の第一次高句麗遠征軍の姿が、極くおぼろげにではあるが、浮び上ってくる。それは、長安・洛陽附近出身の府兵を要所に据え、河北・淮南・江南・嶺南で徴發した兵募をその周邊に配する、という構造をもっていた。そこには、隋朝の全體像にも通じる一面があった、と言うことができるだろう。

おわりに

本稿は、煬帝の第一次高句麗遠征軍をめぐって、まずその兵數を檢討することから出發した。その結果、遠征軍の兵數は少なくとも八十萬と推算され、『隋書』本紀の記す百十三萬餘という數値も決してあり得ないものではないこと、この厖大な兵が動員できたのは、隋代既に唐の兵募の先驅をなす兵種が存在し、これが府兵とともに從軍したためであること、が明らかになった。府兵と兵募の在り方の相違や兩者の關聯については、前章で述べた通りである。

ところで、煬帝の高句麗遠征の際、郡の徴發する兵募が「既に」存在していた、と述べたが、隋の兵募は、この時代の兵制史の中で、どのような位置づけを與えられるものなのであろうか。翻って考えるに、それ以前の時代、州（大業年間の郡）が兵を徴發し、管理することは別に珍しいことではない。そもそも南北朝時代には、都督諸州諸軍事が數州の軍事を統轄し、またその中の一州の刺史を兼領して民政を司る、という體制が普遍的だったのであり、州が州兵を統率するのも極く普通のことであった。

このような狀況の中に、府兵制の濫觴である西魏の二十四軍の制が出現する。それは、もともと州兵とは別系統のもの

であったが、以後北周・隋と継承されていく間に、地方の總管府と結びつき、州兵をその系列下に收めた。これ以後、州兵は、或いは軍府の統領下に置かれて府兵制に組込まれ、或いは勢力を削減されて姿を消していったのである。

しかし、州兵は完全に消滅してしまったわけではなく、むしろ新しい役割を與えられて再生してくる。この新しい役割こそ、本稿で兵募と稱してきたものに他ならない。それは、あくまでも中央政府の指示にもとづいて、有事の際に臨時に徵發されるものであり、郡（州）は彼らを徵發こそすれ、實戰での指揮權は與えられていなかった。ここに來て郡（州）は、かつての軍事權を失い、中央の統制下に、管下の民を對象として徵發・差遣を行うだけの機關となってしまった。時はあたかも煬帝の大業年間、府兵制においては、地方の總管府を廢止し、各地の軍府をすべて中央十二衞に直屬せしめる體制が成立した時期である。そこに一貫してみられるのは、州・郡・縣の民政機構から軍事權を分離し、地方の權力を割取しようとする、中央集權化への強い志向である。この隋朝の中央集權體制の中で、かつての州兵は、兵募という新たな位置づけを與えられたのであった。

煬帝の第一次高句麗遠征軍は、この兵募が初めて史上に現れ、府兵と相互補完の關係をもちつつ編制された軍隊である、という點で兵制史上に一時期を劃するものである。この遠征が、隋朝が滅亡への道を歩みはじめる轉回點となったのは、けだし歴史の皮肉と言うべきであろう。

註

近人の研究は、末尾に一括して示し、註の中では符號によって略記した。

(1) 隋と突厥との關係については、護雅夫氏の雄篇(k)がある。また、隋の對高句麗政策については、堀敏一(i)を參照のこと。

(2) 史上に名高い驍果の兵は、第二次遠征の時に初めて出現する。從って、本稿では考察の對象としない。

(3) 宮崎市定(j)、一五四ページ。

(4) 隋書卷84北狄傳西突厥。

(5) 隋書卷81東夷傳靺鞨。

(6) 北史卷12隋本紀下、大業十一年三月丁酉條。隋書卷4煬帝紀下は、諸本ともに五月丁酉に作る。この問題の月には、丁酉・癸卯・己酉の三條があるが、三月は癸巳朔、五月は壬辰朔で、ともに支障は無く、この點からはいずれが正しいか決定で

きない。そこで手掛りとなるのは、資治通鑑卷182が隋書の五月丁酉を斥け、北史に從って三月丁酉に繫年し、しかも通鑑考異には何の言及も無いことである。推測するに、司馬光たちの見た隋書には正しく三月丁酉とあり、隋書の現行諸本が五月丁酉に作るのは誤りであろう。

(7) 原文には「軍將」とあるが、これが軍の大將を指すものであることは、註(30)(31)(35)の用例から明らかである。

(8) 註(6)に同じ。

(9) 通典卷146兵一、立軍の條に、李靖兵法を引いて「諸大將出征、且約援兵二萬人、卽分爲七軍、如或少、臨時更定」と述べた後、さらに具體的な軍編制を示している。それによると、一人の大將の下にある兵は全部で二萬二千人、うち戰兵は一萬四千人であり、馬軍(騎兵)は四千人含まれている。二十四軍の各軍とは編制が異るので、直ちに結びつけることはできないが、この時代の遠征軍のあり方を示した一例として參考になろう。

(10) 隋書卷8禮儀志三。

(11) 同右。

(12) 註(9)に引いた李靖兵法によれば、遠征軍の全軍二萬二千人(うち戰兵は一萬四千人)に對し、弩手は二千人含まれている。軍全體の十一分の一、戰兵全部に對しても七分の一である。

(13) 隋書卷61宇文述傳に「初、渡遼九軍三十萬五千人、及還至遼東城、唯二千七百人」とあり、この九軍がもし二十四軍(または三十軍)の中の九つの軍、ということであれば、比例計算によって二十四軍と御營の兵數が割出せる。ただ、同卷4煬帝紀下、大業八年七月壬寅條に「九軍並陷」といい、また同卷71誠節傳游元に「宇文述等九軍敗績」という表現があるのを見ると、これらの九軍とは實數ではなく、天子の軍の意味かとも思われるので、決定は留保したい。

(14) 資治通鑑卷181大業七年二月壬午條に、東萊の海口で船三百艘を造らせた、とある。これが海路軍のためのものであったことは明らかである。續いて四月條に、江淮以南の水手一萬人を發した、とあるが、これも海路軍の船の漕ぎ手として徵發されたのであろう。隋書卷24食貨志には、江淮南の兵を海路軍の大將・來護兒のもとに配した、という記事が見える。

(15) 資治通鑑卷181大業八年六月條。

(16) 以上の記述は、菊池英夫(d)、一六—三〇ページ、および菊池(e)、四一〇—四一九ページ、による。

(17) 濱口重國(g)、一三ページ。菊池(c)、三九ページ。菊池(e)、四二五ページ。

(18) かなり後の記錄であるが、宋史卷191兵志五に、荆湖路の鄉兵に弩手のいたことを傳える。荆湖路は現在の湖北・湖南兩省に當る。

(19) 玉井是博(f)。日野開三郎(h)。

(20) 菊池(a)。

(21) 唐耕耦(1)。

(22) 菊池(b)および(c)。

(23) ここに述べたのは涿郡でのことであるが、宜社とは出陣に當って社を祭ることであり、その參加者は實際に從軍したはず

である。

(24) 隋書巻63樊子蓋傳

除民部尚書。……遼東之役、徴攝左武衛將軍、出長岑道。

隋書巻4煬帝紀下、大業八年正月壬午條の征麗詔の中に「左……第二軍可長岑道」とあり、左第二軍であることがわかる。以下も同様。

(25) 隋書巻65吐奢緒傳。

(26) 隋書巻60段文振傳。

(27) 隋書巻43觀德王雄傳。

(28) 資治通鑑巻181大業八年六月條。楊雄は大業七年二月壬戌に死んでいる（隋紀）ので、荆元恆はその後任であろう。

(29) 資治通鑑巻181大業八年六月條。ここには左屯衛將軍とあるが、同七月條および隋書巻4煬帝紀下、大業八年七月壬寅條により改めた。

(30) 隋書巻61宇文述傳。

(31) 隋書巻65薛世雄傳。

(32) 隋書巻60于仲文傳。

(33) 隋書巻65李景傳。

(34) 隋書巻63史祥傳。

(35) 隋書巻63楊義臣傳。

(36) 隋書巻65趙才傳。

(37) 資治通鑑巻181大業八年六月條。

(38) 來護兒については問題がある。隋書巻64本傳によれば、彼は右驍衛大將軍→右翊衛大將軍→左翊衛大將軍の順に遷官している。高句麗遠征の記事は右翊衛大將軍昇進の直後にあるから、これによれば遠征當時は右翊衛大將軍だったことになり、資治通鑑巻181大業八年六月條もそう記すが、これは于仲文の官と抵觸する。通鑑胡注はこの矛盾を指摘し、于仲文については以前の官を記したのであろう、とする。

しかし隋書を檢すると、于仲文の官については混亂が無いのに對し、來護兒については、本紀・本傳のほか、第一次高句麗遠征の時に驍衛大將軍（巻24食貨志）、楊玄感の亂の時に左禦衛將軍（巻61宇文述傳）右驍衛大將軍（巻70楊玄感傳）と混亂を極めており、矛盾の責任は來護兒の側にある。

さて、その解決策であるが、私は、隋書本傳の記述において、右翊衛大將軍昇進の記事は、第一次遠征の次に置くべきものと考える。彼は、右驍衛大將軍として第一次遠征に從軍し、右翊衛大將軍の于仲文が大業八年十一月に除名される（隋紀）とその官を襲った。翌年正月には李渾が右驍衛大將軍となっている（隋紀）から、昇進はそれ以前（または同時）である。こうすれば、宇文述傳だけは如何ともし難いが、食貨志は「右」の脱落として、楊玄感傳は數箇月前の官を書いたものとして處理できるし、于仲文に代って右翊衛大將軍、宇文述に代って左翊衛大將軍（隋紀大業十二年十月、十二月）というように、ライバルたちが失脚したり死んだりしていく中で、順調に昇進していった様子が窺われるように思うが、いかがであろうか。

(39) 隋書巻63衞玄傳に「增地道に出づ」とあるが、征麗詔に增地道は見えない。

(40) 資治通鑑巻181大業八年六月條に「遂城道に出づ」とあるが、これも見えない。

(41) 隋書巻65王仁恭傳。單に軍將となったと記すのみである。
(42) 隋書巻41蘇威傳。
(43) 隋書巻68何稠傳。
(44) 裴矩（隋書巻67本傳）、閻毗（巻68本傳）、梁文謙（巻73循吏傳梁彦光附）、陰世師（巻39陰壽傳附）。臨時の任命は前の三人。
(45) この推測を爲さしめるのは、檢校左翊衛大將軍として從軍した楊雄の例である。彼は帝室の一族で、開皇中既に高熲らとともに「四貴」の一人に數えられていた。大業年間には京兆尹となり、その六年、突厥の啓民可汗をはじめとする諸國の國主が朝賀のため洛陽を訪れ、それを迎えて百戲が催された際には、關中からの參加について總責任者となるなど、洛陽を本據とした煬帝に代って關中を預っていた（隋書巻43本傳、巻15音樂志下）。この楊雄が、從軍にあたって、左翊衛大將軍という衛の將軍中最高の地位を、既に宇文述がその任にあったにも拘らず、「檢校」を附した上で與えられたのは、その人物の格にふさわしい將軍位を與える、という配慮が爲されていたためであろう。
(46) 濱口(g)、一〇—一一ページ。
(47) 菊池(d)、三四—三五ページ。

引用研究一覽

(a) 菊池英夫「唐代兵募の性格と名稱とについて」（『史淵』67・68合輯、一九五六）
(b) 菊池「節度使制確立以前における「軍」制度の展開」（『東洋學報』44—2、一九六一）
(c) 菊池「節度使制確立以前における「軍」制度の展開（續編）」（『東洋學報』45—1、一九六二）
(d) 菊池「唐折衝府の分布問題に關する一解釋」（『東洋史研究』27—2、一九六八）
(e) 菊池「府兵制度の展開」（『岩波講座世界歴史』5、岩波書店、一九七〇）
(f) 玉井是博「唐代防丁考」（『支那社會經濟史研究』、岩波書店、一九四二）
(g) 濱口重國「府兵制度より新兵制へ」（『秦漢隋唐史の研究』上巻、東京大學出版會、一九六六）
(h) 日野開三郎「唐府兵制時代の團結兵について」（『日野開三郎東洋史學論集』第一巻、三一書房、一九八〇）
(i) 堀敏一「隋代東アジアの國際關係」（唐代史研究會編『隋唐帝國と東アジア世界』、汲古書院、一九七九）
(j) 宮崎市定『隋の煬帝』（人物往來社、一九六五）
(k) 護雅夫「突厥と隋・唐兩王朝」（『古代トルコ民族史研究』I、山川出版社、一九六七）
(l) 唐耕耦「唐代前期的兵募」（『歴史研究』一九八一—四）

seems to belong to the tradition of persons as Wei Ran 魏冉 and Fan Sui 范雎.

ON THE SIZE AND COMPOSITION OF THE ARMY RECRUITED FOR SUI YANGDI 煬帝 'S FIRST CAMPAIGN AGAINST KOGURYŎ 高句麗

ASAMI Naoichiro

In the present study of the military system of the Sui dynasty I focus on the army recruited for Sui Yangdi's first campaign against Koguryŏ. The preparations for this military expedition began in 611 and the expedition itself was undertaken in 612. The number of soldiers said to have participated is extremely large, but there are no grounds in the records at our disposal for doubting its correctness. According to several sources at least 800,000 soldiers took part in the campaign. In the expeditionary force were soldiers that had been recruited extraordinarily by the commanderies (*jun* 郡) and prefectures (*xian* 縣). Soldiers as these were the precursors of the so-called *bingmu* 兵募 'draft soldiers' of the first half of the Tang dynasty. They had previously been recruited and commanded by the commanderies, but were now recruited by the commanderies (*zhou* 州, called *jun* in the Daye 大業 period) and led instead by a commandant sent by the central government. The extremely large number of soldiers participating in the Koguryŏ campaign did not comprise militia soldiers (*fubing* 府兵) only; the number was possible because of the great number of draft soldiers incorporated in the expeditionary force.